

## 委託契約書（案）

委託業務名	公益財団法人広島平和文化センター取扱金に係る入金業務
履行場所	広島国際会議場 広島市中区中島町1番5号
契約期間	契約締結日から令和12年3月31日まで (地方自治法第234条の3に準ずる長期継続契約)
履行期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
実施報告書提出期限	別紙仕様書のとおり
検査完了期日(期限)	別紙仕様書のとおり
委託契約金額 (5年間分)	契約金額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
請求期限	検査完了後10日目に当たる日まで
支払期日(期限)	毎月末日締切、翌月末日とする。 ただし、発注者の業務検査後、請求があった日から起算して30日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
支払方法	口座振込により別紙「支払内訳書」のとおり支払う。 支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。 なお、振込手数料が必要な場合は、請求金額から振込手数料を差し引いて受注者に支払う。
契約保証金	要(契約金額の10分の1以上)
その他の契約事項	公益財団法人広島平和文化センター委託契約約款のとおり
特約条項	無
適用除外条項	公益財団法人広島平和文化センター委託契約約款第8条
管轄裁判所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公益財団法人広島平和文化センター委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年3月 日

発注者 広島市中区中島町1番2号  
公益財団法人広島平和文化センター  
理事長 香川 剛廣

受注者